

# 業務指示書

## フィリピン国マリトボグーマリダガオ灌漑事業（フェーズ2）準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年3月8日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年3月13日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
  - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑整備に係る各種調査

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／灌漑計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑の計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 灌漑施設設計】

- 1) 類似業務の経験：灌漑施設の設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業開発／営農支援】

- 1) 類似業務の経験：農業開発／コメの営農支援に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年3月17日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

- 再委託経費
- (1) 灌漑施設整備済み地域の現状確認・課題整理
  - (2) 対象地域のコミュニティに係る社会調査(ベースライン・サーベイ)
  - (3) 自然条件調査
  - (4) 流出解析・水収支計算
  - (5) 希少生態系への潜在的影響に係るベースライン調査
  - (6) 簡易住民移転計画
  - (7) 先住民族計画

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.3159 円, US\$1 = 115.144 円, EUR1 = 123.185 円)

本業務における人件費単価は、2017年度単価を上限とします。

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／灌漑計画  
灌漑施設設計  
農業開発／営農支援

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.75 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年4月3日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国マリトボグーマリダガオ灌漑事業（フェーズ2）準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/灌漑計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 灌漑施設設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農業開発/営農支援	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

フィリピンでは、40年以上にわたり紛争が続いたミンダナオ島の南西部において、2014年3月、同国政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）により包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府を設立することが合意された。同自治政府設立に向けて、同地域の平和の定着及び復興開発を促進するために、経済活動を梃に、迅速に和平の成果を示すことが必要となっている。また、当該地域は同国内で貧困率が最も高い地域であり、特にマギンダナオ州が所属するムスリム・ミンダナオ自治地域の貧困率は、全国平均 22.1%に対して 53.4%にのぼる（フィリピン国家統計 2015 年）。武装勢力の戦闘員や、近年ミンダナオ島で活発化している過激派への支持層はこうした貧困率の高い地域に多く、地域の安定のためには、地域住民の生活改善や生計向上に資するインフラ整備を早期に実現することが必要である。

当該対象地域は肥沃な土地で農業生産に適しているなど高い開発ポテンシャルを有するものの、長年の紛争によりインフラ投資が不足し、そのポテンシャルが活かされていない。特に、灌漑施設整備の遅れ、維持管理にかかる農民意識の欠如に加え、国家灌漑公社（National Irrigation Administration. 以下、「NIA」という。）の予算不足に起因する既存灌漑施設の破損・老朽化も課題となっている。当該地域のうち、インフラ整備が遅れているプランギ川流域のマリトボグ地区とマリダガオ地区では段階的に灌漑設備を整備する計画が策定され、うち第一段階として 1990 年から 2013 年にかけて円借款の支援の下、「マリトボグーマリダガオ灌漑事業（I）」（以下、「フェーズ1」という。）が実施された<sup>1</sup>。

一方で、マギンダナオ州を含むムスリム・ミンダナオ自治地域及びコタバト州を含む第 12 地域は灌漑可能面積に対する灌漑面積は、全国平均 57%に比し、それぞれ 29%と 39%と依然灌漑整備が最も遅れている状況にある。NIAは農業生産性向上のために、NIA CORPORATE PLAN: 2010-2020 において、これらの地域を最優先地域として灌漑インフラの整備を進める方針を示している。かかる背景の下、「マリトボグーマリダガオ灌漑事業（フェーズ2）」（以下、「本事業」という。）について、フィリピン政府から日本政府に対して有償資金協力の要請が行われた。

本調査は、このフィリピン政府からの要請を踏まえ、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

マリトボグーマリダガオ灌漑事業（フェーズ2）

#### (2) 事業目的

<sup>1</sup> 当初別々の事業として計画されていたマリトボグ地区の灌漑施設整備とマリダガオ地区の灌漑施設整備が、一つの事業に統合され「マリトボグーマリダガオ灌漑事業」と呼ばれるようになった。

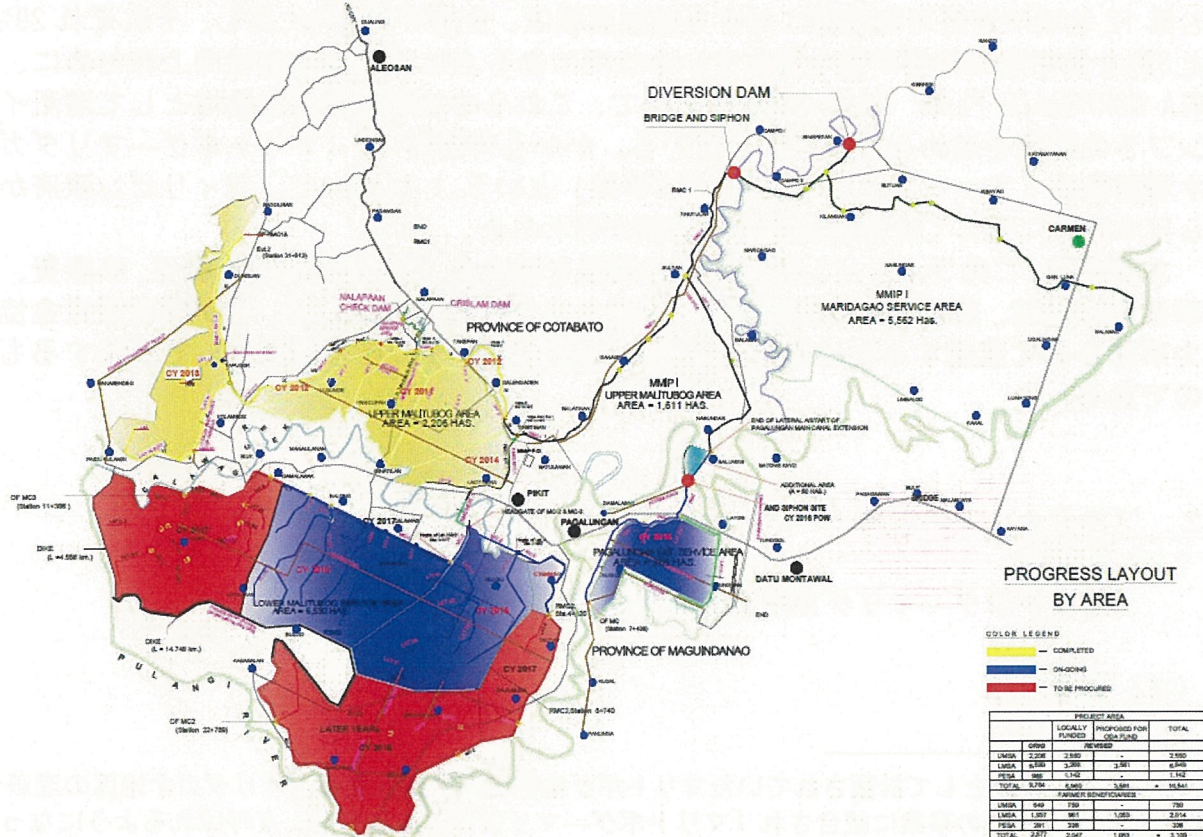
マギンダナオ州及びコタバト州において灌漑施設を整備することにより、農民の所得向上と生活環境の改善を図り、もって同地域の貧困削減と平和の定着に寄与するもの。

### (3) 要請概要

マギンダナオ州及びコタバト州の 5 自治体（コタバト州の Pikit、Carmen、Aleosan マギンダナオ州の Pagalungan、Datu Montawal）に跨る灌漑整備に対する支援（配布資料⑧）。流域としては、マリトボグ上流西側地域、マリトボグ下流地域、パガルンガン拡張地域が含まれる（以下、これら三地域を総称して「フェーズ 2 全体地域」といい、三地域全体を対象とする事業を「フェーズ 2 全体事業」という。）。

他方、フェーズ 2 全体地域のうち一部地域の灌漑施設については自己資金で整備済み若しくは整備中であり、未着手の地域は、配布資料⑫に含まれている下図の赤色地域（マリトボグ下流地域 3,581ha）との情報を得ている（以下、未着手の地域を「フェーズ 2 本事業対象地域」という。）。フェーズ 2 本事業対象地域の範囲については本業務内で確認しつつも、プロポーザルにおいては、上記に基づき以下を本事業の想定スコープとして、業務量やスケジュールを見積もることとする。

- ・ マリトボグ下流地域（3,581ha）の灌漑・排水施設の整備
- ・ フェーズ 1 施設及びフェーズ 2 整備済み施設の改修
- ・ 営農支援
- ・ コンサルティング・サービス



#### (4) 関係官庁・機関

国家灌漑公社 (National Irrigation Administration)

#### (5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・マリトボグーマリダガオ灌漑事業 (円借款：48.67 億円、1990 年 L/A)
- ・マリトボグーマリダガオ灌漑事業 (I) にかかる営農支援プロジェクト (円借款付帯プロジェクト (2013 年～2017 年予定) (以下、「フェーズ 1 営農支援付帯技プロ」という。))

### 3. 業務の目的

フィリピン政府から円借款の要請のあったマリトボグーマリダガオ灌漑事業 (フェーズ 2) について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施 (調達・施工) 方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、フィリピン政府から要請のあったマリトボグーマリダガオ灌漑事業 (フェーズ 2) について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 本業務の概要

本業務の内容及び流れを理解するうえで重要な点は次の三点である。第一は、本業務が対象とする事業は、一部自己資金で整備中であるため、業務の初期段階でこの状況と見通しを把握したうえで、本事業の対象範囲を確定させる必要があること。第二は、本事業の対象範囲及び、隣接するリグアサン湿地帯 (後述) への影響に基づき、環境社会配慮カテゴリーも業務の初期段階で確定させる必要があること。第三に、本事業の詳細設計はフェーズ 1 事業の一環で策定済みであり、これをレビューの上、概略設計を行うこと。

#### (2) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果 (結果) は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは全く同一の結論とならない可能性に留意し、フィリピン側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業と

して承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

### (3) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（必要に応じて契約変更）する可能性がある。

### (4) 灌漑・排水コンポーネント

灌漑・排水コンポーネントは、以下3つのサブ・コンポーネントから構成されることを想定している。

新規施設：フェーズ2全体地域のうち、灌漑施設未整備地域における新規に整備する灌漑・排水施設。なお、本調査においては、まず、未整備地域の範囲を確認し、本事業において新規に整備する対象を確定する。

改修施設：整備済み施設（フェーズ1及びフェーズ2）のうち、老朽化や破損、またはその他の理由により改修が必要とされている灌漑・排水施設。土水路からコンクリート水路への改良等の必要性についても検討する。

付帯施設：灌漑排水施設の工事や維持管理に必要なアクセス道路等、灌漑・排水施設の効果発現にとって必要とされる施設。その際、既設道路の改修や舗装等についても検討する。

### (5) 営農支援コンポーネント

2016年10月の、フィリピン政府から日本政府への要請には含まれていなかったものの、その前段階の、NIA から DOF (比財務省) への要請書には、1.7億ペソの営農支援コンポーネント (Agricultural Support Service) (実施機関: DA-ATI) の提案が含まれていた (提案内容については配布資料を参照)。本調査においては、要請内容をレビューし、必要に応じて改善策を提案し、本事業に含めることとする。また、フェーズ1事業対象のうち、フェーズ1営農支援付帯技プロの対象とならなかった水利組合 (16水利組合中9つの水利組合) に対する支援も含めることとする。

提案にあたっては、PhilRice、ATI、大学等、実施しうる機関を比較・検討し、適切な実施体制を検討すること。また、域内の農作物の生産・需給状況を確認したうえで、導入候補となる作付け体系を複数提案すること。

### (6) コンサルティング・サービスコンポーネント

灌漑・排水コンポーネントの詳細設計・調達支援・施工監理、営農支援コンポ

一ネットの実施支援、NIA や水利組合に対する維持管理能力強化、等を項目とした、コンサルティング・サービス業務を提案すること。提案においては、日本の経験・知見の移転等、日本の支援としての特徴が現れるよう留意すること。

#### (7) 灌漑・排水コンポーネントの概略設計

灌漑・排水コンポーネントの新規施設については、フェーズ1のなかで既に詳細設計が作成され、その後、NIAによって修正が為されている。このため、本調査においては、新規施設の大幅な設計業務は想定しておらず、詳細設計のレビューに留める。レビューに際しては、必要な情報を収集したうえで流出解析や水収支分析を行い、現計画の妥当性を検証する。レビューの結果、施設の規模や仕様に大きな変更が伴う場合は、必要な自然条件調査を追加で行ったうえで、概略設計を行う。追加で必要となる自然条件調査及び概略設計については、契約変更にて対応する。

#### (8) 環境社会配慮

フェーズ2全体事業の環境影響評価 (Environmental Impact Assessment: EIA) はフェーズ1の一環で作成され、2003年7月及び2007年8月に環境適合証明 (Environmental Compliance Certificate: ECC) が取得されている。同EIAの内容をレビューし、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づいた補足調査を行う。また、用地取得・住民移転については、必要に応じて先住民族計画案をJICA環境社会配慮ガイドラインに基づき作成する。

特に、フェーズ2全体地域に隣接するリグアサン湿地帯 (フィリピンの保護区には指定されていないものの、BirdLife Internationalが定めている Important Bird Areas (IBAs) に指定されている。また、Key Biodiversity Area に指定されている) との関係、同湿地帯またその他希少生態系への影響について重点的に調査を行う必要がある。影響の調査手法については、プロポーザルにて提案すること。

なお、本事業については、現時点ではJICA環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーはBとしている。他方、上記リグアサン湿地帯等の希少生態系への影響の蓋然性が高まった場合、また、灌漑・排水コンポーネントの規模が大規模と見なされる場合はカテゴリーAとなる可能性がある。この場合必要となる追加の環境社会配慮業務については、契約変更によって対応を検討する。

#### (9) 自然条件調査

本業務においては、上記のとおり詳細設計が既に作成されているため、自然条件調査は、詳細設計の妥当性を検証する目的で行うことを想定している。特に、マリトボグ下流地域プランギ河沿いの幹線水路、主要な工事用アクセス道路等の重要構造物については、一定程度の測量・地質調査を行うことを想定している。妥当性を検証するうえで必要となる自然条件調査の規模については、6.1(6) (別紙を含む) を参照の上、プロポーザルにて提案すること。

#### (10) コスト縮減の検討

当該円借款候補案件の概算事業費算出にあたっては、以下のA~Dを踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策 (含む効果など) については、JICAが提示す



る様式にとりまとめることとする。検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善 2007」別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

A. 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

a. 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

b. 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

c. 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

B. 附帯施設の再検討

附帯施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

C. 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

D. 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(11) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては、JICA が提示する様式を用いて、本事業の

リスク及びその対応策を取り纏めることとする。

#### (12) ジェンダー

国連安全保障理事会決議 1325 号に関する我が国の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を踏まえ、本事業の計画策定において女性の参加が推進されていること、計画の内容において女性に配慮が為されていることなどについて、十分に留意すること。女性参加・配慮の方法については、プロポーザルにおいて提案すること。

#### (13) 気候変動対策

JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)を使用し、気候リスクを特定し、特定されたリスクが本事業により緩和されるのか分析するとともに、必要に応じ追加的なリスク対策を検討する。

## 6. 業務の内容

### 6. 1 背景・現状の調査

#### (1) インセプション・レポートの作成、協議

- 1) 配布資料・関係資料の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、フィリピン側実施機関である NIA 等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

#### (2) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) フィリピンにおける農業開発・灌漑整備に係る上位計画をレビューする。
- 2) ミンダナオ地域における農業開発・灌漑整備に係る上位計画をレビューする。
- 3) ミンダナオ地域における農業開発・灌漑整備の現状と課題を整理する。
- 4) 農業開発・灌漑整備に係る、日本及び他ドナーの協力内容・実績・予定を把握する。協力内容の把握にあたっては、本事業への応用を念頭に、類似事業において直面した課題や教訓を導出すること。特に、末端水路・圃場整備にかかるベストプラクティス、事業全体監理の体制、営農支援・農村開発の実施方法・内容・体制を詳細にレビューすること。

#### (3) フェーズ2本事業対象地域の明確化

- 1) フェーズ2全体事業のうち、NIA が自己資金で実施中及び完了済み工事の進捗状況と見通しを確認する。進捗状況の把握にあたっては、契約パッケージ毎に、スコープ、金額、コントラクター、期間、進捗状況等を把握すること。
- 2) 上記を踏まえ、①灌漑施設整備済み地域、②自己資金で整備が見込まれる地域、③自己資金での整備が見込まれない地域、を明確にする。②の検討にあたっては、これまでの NIA の予算付けや工事の進捗スピードの推移・実績等を勘案すること。新規に灌漑・排水施設を整備するのは③の地域であり、これがフェーズ2本事業対象地域である。

- (4) 灌漑施設整備済み地域（フェーズ1及びフェーズ2）の現状確認・課題整理
- 1) 灌漑排水施設（ダム、導水路、幹線・支線用排水路、他排水路等）の老朽化・破損等の状況を確認し、改修が望ましい施設を明らかにする。その際、本事業の効果発現にとってクリティカルなもの（例えば、本事業の直接上流に位置する水路や取水施設等）とそうでないものを明確にすること。改修の内容・計画を検討するために、地質調査や測量等の自然条件調査が追加で必要となる場合は、契約変更にて対応するが、予め想定されるものについては、プロポーザルにて提案すること。
  - 2) 灌漑施設の利用状況・事業効果（灌漑面積や作付け面積等）を確認し、課題を整理する。確認にあたっては、末端水路・圃場の整備状況、作付けの状況・体系、未利用の場合はその要因を把握すること。
  - 3) 維持管理の体制・実態を確認し、課題を整理する。確認にあたっては、灌漑管理移転（Irrigation Management Transfer: IMT）の状況、それを踏まえたNIAと水利組合の役割分担、NIAの活動内容・財務状況、水利組合の活動内容・財務状況等を把握すること。

本調査項目については、現地再委託にて実施することを認める。

- (5) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）
- 本事業が対象地域の住民に与える効果、インパクトのベースラインを把握するため、また、フェーズ1が住民に与えた効果、インパクトを改めて把握するため、フェーズ1及びフェーズ2全体地域の社会調査を行い、各対象コミュニティ・世帯の置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、電力・上水・下水等の公共インフラ、教育、保健等）を把握する。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。また、可能な限り、フェーズ1事業がどのように政府機関への信頼醸成につながったか等、平和構築への貢献の観点からの調査を試みることとする。本調査項目については、現地再委託にて実施することを認める。

(6) 自然条件調査（仕様書別紙）

- 1) 本業務を行う上で必要な精度を確保するため、また、既存設計・計画の妥当性を検証するためにプロジェクト・サイトにおける地形、地質や気象・流量などの自然条件を的確に把握するために、別紙を参考とした自然条件調査を行う。本調査項目については、現地再委託にて実施することを認める。

6. 2 事業計画の作成 1

(1) 灌漑・排水コンポーネント

- 1) 詳細設計の策定から長期間が経過していることから、6. 1 (6) の自然条件調査から把握される近年の気象パターン、災害・洪水の頻度・強度・範囲、河川流量、水利用や、単位用水量、灌漑効率等を勘案し、本事業対象灌漑・排水施設の規模・仕様・線形等の妥当性を検証する。これらのパラメーターが、事業計画時と大きく異なる場合は、契約変更を行い、流出解析・水収支計算を再度行うこととする。流出解析・水収支計算については、再委託にて

実施することを認める。調査期間が限られていることに鑑み、契約変更の必要性については、第一回現地調査の終了を待たずに、なるべく早く JICA に報告すること。

- 2) 上記1) 及び6. 1 (4) 1) を踏まえ、本事業の対象となる主要な新規施設及び改修施設の仕様・線形・施工計画等を計画し、暫定的な概略事業費を算出する。対象の検討にあたっては、本事業の効果発現がなるべく他活動(自己資金で整備中の水路等)に依存しないよう留意すること。
- 3) 本事業の対象となる施設を整備するために必要な付帯施設の整備・改良内容・諸元・施工計画を計画する。特に工事用アクセス道路については、既存の路線がある場合も、浸食状況の確認や地盤調査を行い、必要に応じて舗装化等の改良を計画すること。なお、過去の類似事業の教訓として、アクセス道路の未整備が事業遅延の主要な要因となり得ることから、最も重要な区間などについては、本事業の工事に先駆けた自己資金での整備を想定しているため、このような最重要区間を特定しておくこと。
- 4) 末端水路、圃場の整備については、通常、農民自身が整備するものであるが、フェーズ1において、また他灌漑事業においても整備が遅延したことが多く認められることに鑑み、6. 1 (2) 4) におけるベストプラクティスの把握を踏まえ、末端水路・圃場の整備を促進するために、本事業においてどのような支援(技術的・資金的)が可能か提案すること。

## (2) 営農支援コンポーネント

- 1) 6. 1 (1) 4) の教訓、またフェーズ1地域で行っている営農支援付帯技プロの教訓を踏まえ、フィリピン側の要請内容をレビューし、本事業の内容を検討する。また、暫定的な概略事業費を算出する。

## (3) コンサルティングサービス

- 1) 事業実施に際して必要と想定されるコンサルティング・サービス(詳細設計・調達支援・施工監理・維持管理体制構築・強化支援・営農支援の支援等)の概要を提案する。

## 6. 3 環境社会配慮1

国際協力 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)(以下「ガイドライン」)を踏まえて、次の事項について調査する。なお、配布資料のEIAを確認し、ガイドラインと比較して不十分な点がある場合は、プロポーザルにて追加調査項目を提案すること。

### (1) 環境配慮

- 1) 相手国の環境社会配慮制度(環境影響評価、情報公開等)・組織を確認する。
- 2) 事業対象地域・周辺地域の国内法・国際条約における位置付け、及び国際自然保護 NGO(BirdLife International、IUCN 等)による位置付けを確認する。
- 3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその代替案・評価方法を明らかにすること)の実施
- 4) 文献・衛星画像による希少生態系(鳥類、魚類、植物等)への潜在的影響を把握する。

- 5) 潜在的影響に係るベースライン調査（鳥類調査（生息数カウント、ねぐら、生息地）等）を実施する。本調査項目については現地再委託を認める。

## （2）社会配慮

- 1) 本事業の実施における用地取得・住民移転の必要性を確認する。
- 2) 用地取得・住民移転にかかる法制度をレビューし、JICA 環境ガイドラインとの乖離の分析、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを整理する。特に、補償や生計回復策の受給者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生計回復策の内容、苦情処理手続きについては必ず確認すること。
- 3) 先住民族への影響を把握するため、以下の項目に係る社会アセスメントを実施する。
  - ① 先住民族に関する現地法制度、組織体制
  - ② 事業地域の概要
  - ③ 対象先住民族に関する基本情報収集（人口、社会、文化、政治、慣習的・伝統的に利用してきた土地や資源等）
  - ④ ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法（当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法を提案すること）
  - ⑤ プロジェクトの影響（負の影響のみではなく、正の影響も含む）及び影響を受ける人々の数、属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

## 6. 4 インテリム・レポートの作成と協議

- 1) 上記の作業を踏まえ、インテリム・レポートを作成する。インテリム・レポートには、暫定的な事業内容、事業費、スケジュール等を記載すること。その際、暫定であることを明記し、どのような条件で設定されたものであることも記載すること。
- 2) 最初の現地調査の最後に、実施機関に対し説明し、内容を協議・確認する。

## 6. 5 事業計画の作成 2

### （1）灌漑・排水コンポーネント

- 1) 6. 2 (1) 2) 及び3) で計画した内容のうち、既存の詳細設計から変わる新規施設、改修施設、アクセス道路等の付帯施設について、概略設計を実施する。本概略設計による設計図面が工事入札に活用できるよう配慮する。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、機構に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

### （2）コンサルティング・サービス

- 1) 事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・調達支援・施工監理・維持管理体制構築・強化支援・営農支援の支援等）の内容とその規模（M/M）について、計画する。灌漑・排水コンポーネントの新規整備施設については、既に作成されている詳細設計から大きな変更がない場合は、詳細設計のレビューのみとすること。また、改修施設について詳細

設計が必要な場合は、新規施設の調達と同時並行で行うなど、新規整備がなるべく迅速に開始されるようなスケジュールを検討すること。維持管理体制構築・強化の支援や営農支援の支援にあたっては、研修などを通じた日本の経験・知見の移転等、日本の支援としての特長が現れるよう留意すること。

### (3) プロジェクト実施スケジュール

- 1) 上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

### (4) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

#### 1) 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロント・エンド・フィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
  - ① 用地補償等
  - ② 関税・税金
  - ③ 事業実施者の一般管理費
  - ④ 他機関建中金利
- h. その他 2
  - ① 完成後の委託保守費
  - ② 初期運転資金
  - ③ 移転地整備にかかる費用
  - ④ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - ⑤ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

#### 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

#### 3) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

#### 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

#### 6) 概略事業費の妥当性の検証

他事業との単位当たりの比較などを行い、工事費・事業費が適正であることを確認する。

### (5) 事業実施体制

フィリピンで実施されている当該類似事業（灌漑整備事業）の実施体制、制度、課題を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方、コンサルティング・サービスにおいて必要とされる支援について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PMO: Project Management Office の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

### (6) 維持・管理体制

フェーズ 1 事業の運営・維持管理体制、課題を把握したうえで、本事業の維持・管理体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項、コンサルティング・サービスにおいて必要とされる支援について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

### (7) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

- 1) フィリピンにおける当該類似業務の調達事情
  - ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ・ 現地施工業者の一般事情

3) 入札手法、契約条件の設定  
・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

4) コンサルタントの選定方法  
・ International Consultants の採否 等

5) 施工業者の選定方針  
・ P Q : Pre-Qualification 条件の設定  
・ L C B : Local Competitive Bid の採否  
・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

なお、本プロジェクトにおいては、複雑な工事が含まれないことが想定されるため、LCB の採用を想定している。したがって、LCB にかかる入札法制度、現地で受注可能な企業の技術力・財務能力・応札意欲・実績等について、詳細に把握すること。

6) 建設資材

建設資材の調達が困難であったことから事業が遅延した事業があるため、本事業で必要とされる主な建設資材を特定したうえで、調達先を把握する。

7) リスク管理シートの作成

JICA が指定する様式に基づき、本事業のリスクとその対応策を取り纏める。

## (8) プロジェクトの評価

プロジェクトを1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。また、指標データの具体的収集方法についても提案し、コンサルタント TOR に反映すること。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（E I R R）を算出する。なお、灌漑面積の指標については、効率的なデータ収集を目的として、衛星データの活用の可能性について、プロポーザルにて提案すること。

## 6. 6 環境社会配慮 2

### (1) 環境配慮

- 1) ベースライン調査を踏まえた、希少生態系を含む環境への灌漑工事・灌漑施設運営時の影響を評価する。
- 2) 影響評価の結果を踏まえた緩和策を検討する。
- 3) 環境管理計画・環境モニタリング計画を策定する。
- 4) ステークホルダー協議の開催を支援する。

### (2) 社会配慮

- 1) 6. 3 (2) 及び下記の項目を含む簡易住民移転計画を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。
  - ・ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査、全占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査の実施結果
  - ・ 損失資産の補償、及び必要に応じて生計回復支援策を受給する要件
  - ・ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
  - ・ (必要に応じて) 生計回復支援策
  - ・ 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き



- ・ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ・ 実施スケジュール
- ・ 費用と財源
- ・ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ・ 事業計画及び補償案に係る住民協議結果

### （３）先住民族計画

1) 6. 3 (3) の結果を踏まえ、必要に応じて先住民族計画案を作成する（必要な場合は契約変更にて対応することとする）。先住民族計画案には、世界銀行セーフガードポリシー-OP4.10 Annex B に記載のある下記の内容が含まれる必要がある。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

- ・ 社会アセスメント結果
- ・ コミュニティとの協議の要約
- ・ コミュニティとの協議実施枠組み
- ・ 先住民族がプロジェクトの利益を享受するためのアクションプラン
- ・ 潜在的な負の影響を回避、緩和、代償するためのアクションプラン
- ・ 先住民族計画の費用見積り及び資金調達計画
- ・ 苦情処理手続き
- ・ モニタリング

### 6. 7 報告書の準備

#### （１）準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、実施機関・他事業関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

#### （２）準備調査報告書の作成

実施機関・他事業関係者の準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（５）準備調査報告書及び（６）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### （１）業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

#### （２）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 5 部、英文 10 部（簡易製本）

(3) インテリム・レポート

記載事項：6. 1 ～ 6. 3

提出時期：調査開始2. 5ヶ月以内を目処

部 数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始4. 5ヶ月以内を目処

部 数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始7ヶ月以内

部 数：和文要約10部、英文20部（製本）、CD-R3部

(6) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R2部

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2017年4月下旬より業務を開始し、2017年7月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。その後業務を継続し、2017年9月中旬までに準備調査報告書(ドラフト)、2017年11月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目安

合計 約23M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／灌漑計画(2号)
- 2) 灌漑施設設計(3号)
- 3) 農業開発／営農支援(3号)
- 4) 維持管理・組織制度
- 5) 道路整備・土木
- 6) 気象・水文
- 7) 積算／調達
- 8) 経済財務分析
- 9) 環境配慮
- 10) 社会配慮

#### 3. 再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、これら以外の再委託業務の提案を排除するものではない。また、(3)については、本邦再委託も可とするが、それ以外については現地再委託を想定している。

- (1) 灌漑施設整備済み地域の現状確認・課題整理
- (2) 対象地域のコミュニティに係る社会調査(ベースライン・サーベイ)
- (3) 自然条件調査
- (4) 流出解析・水収支計算
- (5) 希少生態系への潜在的影響に係るベースライン調査
- (6) 簡易住民移転計画
- (7) 先住民族計画

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地（及び国内）において適切な監督、指示を行うこと。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

##### （1）配布資料：

- ① JICA SAPROF Team (2007), “Special Assistance for Project Formation (SAPROF) for Malitubog-Maridagao Irrigation Project (Phase-II)” .
- ② JICA (2008), “Supplemental Study for Malitubog-Maridagao Irrigation Project (Phase-II)” .
- ③ JICA (2011), “Special Assistance for Project Sustainability (SAPS) for Malitubog Maridagao Irrigation Project (MMPI) - Agriculture Sector.
- ④ JICA(2006)「案件監理専門家（マリトボグーマリダガオ灌漑事業）に関する業務委託」
- ⑤ DA-ATI, “Agricultural Extension Support in Malitubog-Maridagao Irrigation Project (MMIP-1): Progress Report CY2013-2014)”
- ⑥ DA-ATI, “Malitubog-Maridagao Irrigation Project (MMIP-1): Physical Accomplishment”
- ⑦ DENR (2007), Environmental Compliance Certificate
- ⑧ 2016年10月19日付、正式要請レター
- ⑨ 2016年9月30日付、NIAからDOFへの要請レター
- ⑩ NIA (1992), “Environmental Impact Assessment of Stage II of the Malitubog-Maridagao Irrigation Project”
- ⑪ NEDA Region XII (1998), “Liguasan Marsh Development Master Plan 1999-2025, Volume II and Volume III”
- ⑫ NIA(2017), 2017年1月26日付 JICA 宛レター

##### （2）閲覧資料：

- ① マリトボグーマリダガオ灌漑事業事後評価報告書  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_PH-P112\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_PH-P112_4_f.pdf))
- ② マリトボグーマリダガオ灌漑事業：中間レビュー報告書  
([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004\\_PH-P112\\_2\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004_PH-P112_2_f.pdf))

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。必要経費は、別見積りに含めること。

#### 6. 安全への配慮

##### 1) 安全管理体制の構築

フィリピン国政府とMILFの和平交渉の状況及び国内の政治情勢を踏まえ、在「フ

イ」国日本大使館、JICA フィリピン事務所、IMT（国際停戦監視団）、GPH/MILF-CCCH（停戦調整委員会）、AFP（フィリピン国軍）、PNP（国家警察）等から適宜治安情報を収集・分析し、必要な安全管理体制を構築する。なお、調査団の安全管理については、現地調査、行動規則、緊急対応等を含めた安全管理マニュアルを策定する。なお、マニュアル策定に当たっては、JICA が定める安全対策措置を参照すること（以下抜粋）

- ① JICA フィリピン事務所の定める様式と手順で Travel Security Advisory を申請する。
- ② 紛争影響地域に渡航する場合は、比政府及び MILF の両者からなる合同停戦監視委員会（J-CCCH）からのクリアランスを取得する。
- ③ 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
- ④ 車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
- ⑤ 車両での移動では最高速度は 80km 程度とする。
- ⑥ 各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
- ⑦ 各都市での滞在に際しては、原則 22 時から 6 時までの外出を禁止とする。
- ⑧ 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。
- ⑨ 渡航者は携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時に連絡が取れるようにする。
- ⑩ 指定された都市及びホテルのみ宿泊可能とする。
- ⑪ オフィスを設置する場合には、セキュリティ・コンサルタント（JICA フィリピン事務所契約）によるアセスメントを実施し、必要な安全対策を取る。
- ⑫ 現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ⑬ その他 Travel Security Advisory のアドバイスに従う。

## 2) 安全対策経費

### ① 航空賃

マニラーミンダナオ島間については、路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

### ③ 警護及び警備員備上

治安情勢に応じて警護の帯同が義務付けられることから、警護の備上、通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金など）、及び各種保険契約（現金輸送、生命保険（ナショナルスタッフ等））に係る経費を別見積とし計上することができるものとする。

## 7. 一般管理費上限の増額

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費率に 10% を上限として加算し計上することができるものとする。

## 6. その他の留意事項

### (1) プロジェクト事務所

本業務については、治安上の理由から、事業対象地域内ではなく、コタバト市にプロジェクト事務所が設置されることを想定している。

### (2) プロジェクト用資機材の輸出管理

調査用資機材及び携行機材については、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告する。

また、携行機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

プロジェクト実施期間中の調査用資機材及び携行機材の管理については、コンサルタントが行い、プロジェクトの終了時に JICA と協議の上で、ダバオ市あるいは NRO-XI に譲与することとし、共通仕様書に基づき必要な手続きを行う。なお、譲与した場合、当該機関の長またはそれに準ずる者が署名した受領書は JICA フィリピン事務所長に提出する。

### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙)

マリトボグーマリダガオ灌漑事業（フェーズ2）準備調査  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、また、既存設計・計画の妥当性を検証するためにプロジェクト・サイトにおける地形、地質や気象・流量などの自然条件を的確に把握するものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的： 流量計算・水収支計算に必要な情報を把握する。

調査位置： 本事業対象地域

調査内容： ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、降雨等気象記録、周辺利水データ、河川水位、流量、流速等

実施方法： 直営（必要に応じ調査補助員の備上を認める）または現地再委託

成果品： 観測記録、分析結果等

(2) 地形測量

調査目的： 水路やアクセス道路の設計や設計レビューに必要な地形や河川の情報を把握する。

調査位置： フェーズ2 本事業対象地域

調査内容： 地形測量（または地形データ入手）

参考規模： 配布資料⑫の水路延長を参照

実施方法： 現地再委託

成果品： 地形図、名面・縦・横断図等

(3) 地質調査

調査目的： 設計・設計レビューに必要な地質の状況を把握する。

調査位置： フェーズ2 本事業対象地域

調査内容： 地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、土質試験等

参考規模： 配布資料⑫の水路延長を参照

実施方法： 現地再委託

成果品： 地質調査報告書等